

# 水道のしおり

手続きの  
ご案内  
保存版

- 水道の手続きについて…… P1
- 水道料金の計算・  
お支払い方法について…… P2
- 水道のトラブルについて… P5
- 上下水道部からのお願い… P8

水道事業には、公衆衛生の向上と生活環境の改善とともに寄与するとともに、公営企業としての経済性を最大限に発揮し、安全で安心な水道水を安定して供給し続けるための効率的な経営が求められています。

須賀川市水道事業においても、事業運営の効率化のため、浄水場等運転管理業務、料金関係業務、配給水施設維持業務について平成26年8月から包括業務委託を行なっています。

新たに設置された「水道お客さまセンター」では、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、業務の効率化に一層努めるとともに、皆様の利便性の向上を目指しています。

## 水道お客さまセンター

### 水道の料金業務や水道施設の管理業務を担います

#### 1 平日の午前8時30分から午後5時15分までの取り扱い業務

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 水道の使用開始・中止に関する事   | (5) 給水工事の受付・所有者の変更に関する事 |
| (2) 水道料金の支払いに関する事     | (6) 漏水に関する事             |
| (3) 使用者等の変更に関する事      | (7) 水道水の水質に関する事         |
| (4) 水道メーターの検針や交換に関する事 |                         |

#### 2 上記1の営業時間以外るとき

- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 急を要する水道の使用開始に関する事 | (3) 水道水の水質に関する事 |
| (2) 漏水に関する事           |                 |

設置場所 〒962-8601 須賀川市八幡町135番地 TEL 0248-63-7111 FAX 0248-73-3279

## 水道使用の手続きについて

### Q 水道の使用開始、中止の手続きを教えてください

**A** 水道の使用開始、中止の手続きをされるお客さまは、下記までご連絡ください。

**TEL 0248-63-7111** FAX 0248-73-3279

受付時間／平日(月～金)午前8:30～午後5:15 ※土日祝日の受付は行っていません。

#### ●お手続きの際の留意点

- ・ご連絡の際は、使用開始、中止をする3日前までにご連絡ください。
- ・作業時間の指定はできません。(現場立会い等は、必要ありません。)
- ・受付状況により作業予定が変更となる場合がありますのでご了承ください。

### Q 水道の使用者など名義を変更する手続きについて教えてください

**A** 水道の使用者など名義を変更する場合は、変更内容により下記までご連絡ください。

① 水道使用者の名義変更の場合 …………… TEL 0248-63-7111

② 水道(給水装置)所有権の名義変更の場合 … TEL 0248-72-8168

# 水道料金の計算とお支払い方法について

## Q 水道料金の計算方法を教えて

A 水道料金は2カ月に1回水道メーターを検針し、その使用水量と水道メーターの口径に応じたメーター使用料を基に算出しています。

水道料金 = 計量栓料金 + メーター使用料

※計量栓料金、メーター使用料には、それぞれ消費税及び地方消費税が含まれます。

### ●「上下水道使用水量・料金のお知らせ」(検針票)の見方

上下水道使用水量・料金のお知らせ		
大町172		
<b>見本</b>		
須賀川 太郎 様		
○○○○○	用途	
×××××	口径 mm	
請求年月		
使用期間	H△△/△/△△~H□□/□/□□	
今回ご使用水量	今回指針	m <sup>3</sup>
	前回指針	m <sup>3</sup>
	旧メーター水量	m <sup>3</sup>
		12
		12
請求予定金額	計量栓料金	円
	メーター使用料	円
	うち消費税相当額	円
	下水道使用料	円
	うち消費税相当額	円
3,456		
平成○○年○月○○日		
通信欄		
検針員		
***** 口座振替済のお知らせ *****		
請求年月		
上水道使用水量	m <sup>3</sup>	
下水道使用水量	m <sup>3</sup>	
上水道料金	円	
下水道料金	円	
振替済金額	円	
上記のとおりご指定の口座より振替させていただきますので、お知らせします。		
須賀川市長		

#### ① お客さま番号・施設番号

お問い合わせの際は、お客様番号、施設番号をお知らせください。

#### ② 使用期間・使用水量

使用期間(水道料金算定期間)と上下水道使用水量を表示しています。

#### ③ 請求予定合計金額

上下水道使用料の合計金額を表示しています。

#### ④ 口座振替日

口座振替でお支払いのお客さまには、請求予定金額の口座振替日を表示しています。

#### ⑤ 口座振替済のお知らせ

口座振替でお支払いのお客さまには、振替済金額等を表示しています。

※下水道を使用していない場合も、本様式でお知らせしております。

なお、下水道を使用していない場合は、下水道の項目欄には、\*マークが付されています。

## ●水道料金表

(消費税込)

計量栓【1ヵ月につき】

【1ヵ月につき】メーター使用料

用途	基本料金		超過料金 (1㎡につき)	
	基本水量	料金	使用水量	料金
家事用	10㎡	1,546.56 円	11㎡から 20㎡までの分	219.24 円
			21㎡から 30㎡までの分	235.44 円
			30㎡を超える分	268.92 円
団体用	10㎡	1,546.56 円	11㎡から 30㎡までの分	259.20 円
			31㎡から 100㎡までの分	281.88 円
			100㎡を超える分	303.48 円
営業用	10㎡	1,546.56 円	11㎡から 30㎡までの分	259.20 円
			31㎡から 100㎡までの分	281.88 円
			100㎡を超える分	303.48 円
工業用	100㎡	21,497.40 円	100㎡を超える分	301.32 円
湯屋用	200㎡	11,184.48 円	200㎡を超える分	73.44 円
車庫用	10㎡	2,356.56 円	11㎡から 30㎡までの分	259.20 円
			31㎡から 100㎡までの分	280.80 円
			100㎡を超える分	301.32 円
臨時用	1㎡		528.12 円	

口径	全域
φ 13mm	86.40 円
φ 20mm	140.40 円
φ 25mm	162.00 円
φ 30mm	248.40 円
φ 40mm	324.00 円
φ 50mm	1,177.20 円
φ 75mm	1,414.80 円
φ 100mm	1,652.40 円
φ 125mm以上	市長が定める額

※上記、左記は 1 か月の料金単価です。料金算定は 2 か月使用分となります。

### Q 水道料金の納入期限は？

**A** 水道料金の納入期限は、毎請求月の月末となります。  
納入期限内の納付をお願いいたします。

### Q 水道料金の支払い方法を教えて

**A** 水道料金のお支払い方法には「納入通知書」と「口座振替」によるお支払いの2種類があります。

#### ●納入通知書によるお支払い

上下水道部よりお客さま宛に送付する納入通知書により、次のいずれかの場所でお支払いください。



#### ○金融機関またはコンビニエンスストア

※金融機関またはコンビニエンスストアについては、納入通知書の裏に記載のある店舗でお支払いください。納入期限を過ぎてしまうとコンビニエンスストアでのお支払いはできませんのでご注意ください。

#### ○須賀川市役所

水道お客さまセンター …… 平日 午前8時30分から午後5時15分まで  
須賀川信用金庫須賀川市役所支店 …… 平日 午前9時から午後4時まで

○長沼・岩瀬市民サービスセンター …… 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

## ●口座振替によるお支払い

お客様の預金口座から、2カ月に1度、指定した日に振替えます。  
水道メーター検針時にお渡しする「上下水道使用水量・料金のお知らせ」にて振替日、請求予定金額及び前回の口座振替済金額等をお知らせします。

### 【口座振替のお申し込み、変更は】

お手続きは、預金通帳と口座の届出印をお持ちになり、水道お客さまセンターまたは取扱金融機関の窓口で「水道料金等口座振替（自動払込）納付依頼書」へ必要事項を記入のうえ提出してください。  
なお、取扱金融機関は以下のとおりとなります。

### 《取扱金融機関》

・東邦銀行 ・福島銀行 ・福島県商工信用組合 ・常陽銀行 ・東北労働金庫 ・夢みなみ農業協同組合 ・大東銀行 ・須賀川信用金庫 ・ゆうちょ銀行

### 「水道料金等口座振替（自動払込）納付依頼書」記入例

第1号様式 水道料金等口座振替（自動払込）納付依頼書 (お客様控)

取扱金融機関様 ※太わく内をご記入ください。平成 年 月 日

お客様番号

領収書等のお客さま番号をご記入ください。

**見本**

水道使用場所 須賀川市 大町172

電話 フリガナ 自宅 63-7111 携帯 スカガワ タロウ

使用者名 須賀川 太郎

アパート名部屋番号、屋号等も必ずお書きください。

私が須賀川市水道事業に支払うべき水道料金等を口座振替で支払うこととしたいので、下記により依頼します。

記

金融機関コード	-					
振替指定金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	<input type="radio"/> 信用	<input checked="" type="radio"/> 銀行	<input type="radio"/> 金庫	<input type="radio"/> 組合	<input type="radio"/> 農協	<input type="checkbox"/> 支店 (所)
銀行等の口座番号	1 普通	2 当座	1	2	3	4 5 6
ゆうちょ銀行	加入者名	須賀川市水道事業	口座番号	02110-0-86		
	コード	通帳記号	通帳番号 (右詰め)			
	166-22					
口座名義人	フリガナ	スカガワ タロウ				届出印
	氏名	須賀川 太郎				

※振替指定金融機関 (ゆうちょ銀行以外) 又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

**確約事項**

1. 預金の支払手続きについては、当座約定書または預金規定にかかわらず預金者が行うべき当座小切手の提出または預金払戻請求などを提出いたしませんから貴店 (貴組合) 所定の手続きの方法で処理されること。
2. 指定預金口座の残高が当該振替日において、納入通知書等の金額に満たないときは、私に通知されることなく須賀川市に納入通知書を返却されても異議ないこと。
3. この口座振替契約は貴店 (貴組合) が必要と認めた場合は、私に通知されることなく解除されても異議ないこと。
4. この取扱について、かりに紛議が生じても貴店 (貴組合) には迷惑をかけること。

○ ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払い込み規定が適用されます。  
○ 口座振替の開始は、およそ翌月からになりますが、手続きされた日と検針日の関係で翌々月となる場合がありますのでご了承ください。

取扱店日附印

1枚目(お客様控)  
2枚目(金融機関用)  
3枚目(市上下水道部用)

使用者の住所、氏名、  
電話番号を記入の上、  
3枚すべてに印鑑を押  
印してください。

金融機関名、支店名、  
口座の種類、口座番号、  
口座名義人を記入の上、  
3枚すべてに届出印を押  
印してください。

# 水道トラブル教えてQ&A

## Q 水道管の破裂や蛇口からの急な漏水!

**A 水抜栓を閉めて水を止めてください。** 水抜栓は建物の内部または敷地内にあります。

水抜栓を閉めることで、通常の場合は止まりますので、まず水抜栓を確認してください。その後、須賀川市の指定を受けた給水装置工事事業者(指定工事店)へ修理をご依頼ください。

※1水抜栓は、壊れている場合がありますので、水抜栓を閉めても水が止まらない場合は、指定工事店に依頼して修繕してください。

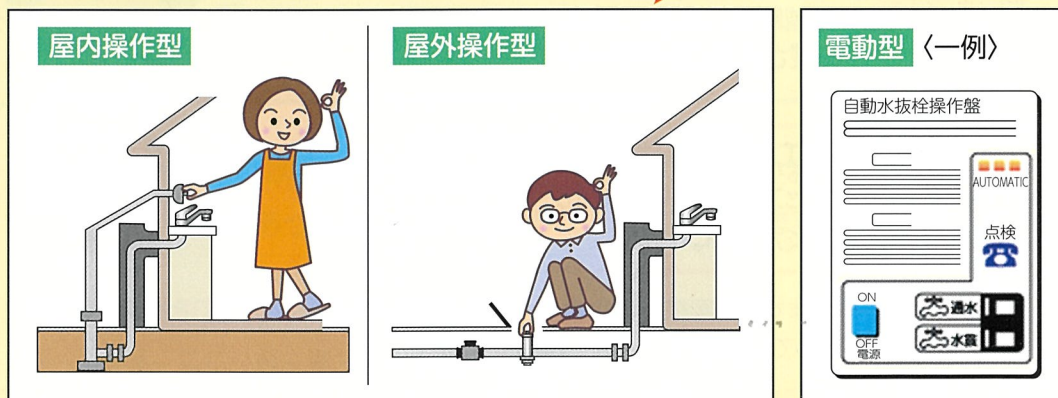
※2マンションやアパート等の貸家については、管理者(大家や不動産会社)へ連絡、確認をお願いします。

※3指定給水装置工事事業者(指定工事店)の連絡先については、水道施設課までお問い合わせ願います。

※4水道メーターよりも上流側で漏水している場合は、水道施設課管理係(TEL 0248-63-7131)へご連絡願います。

普段から水抜栓の場所を確認しておきましょう。

### 水抜栓の代表的な位置



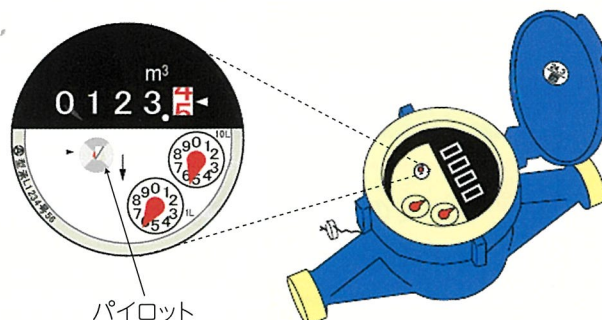
### ●漏水かな?と感じたら...

地下に埋設された水道管などの漏水の場合、目に見えにくく、漏水に気づかない場合があります。次のような場合は、水道メーターをご確認ください。

- ・水道料金がいつもより高くなった。
- ・水は出していないのに、水の流れる音がする。
- ・晴れている日でも地面にぬれている箇所がある。
- ・側溝や排水溝などに、常にきれいな水が流れている。
- ・水圧が下がり、水が出にくくなった。

### 水道メーターの確認方法

- ① すべての蛇口を閉めます。
- ② メーターを見ます。
- ③ 「パイロット」が回っているときは、漏水の可能性あります!



## Q 休日や夜間の急な漏水は、どうすればいいの!?

### A 施工業者に修繕を依頼してください。

※施工業者に依頼できなかった時は、急な漏水修繕工事に備えお客さまに修繕工事当番業者をご紹介しますので、ご連絡ください。

- ① 施工業者に修繕を依頼する。
- ② 依頼できなかった時は水道お客さまセンター (TEL 0248-63-7111) に連絡する。
- ③ 事情を説明の上、当番業者の連絡先を確認する。
- ④ 当番業者に連絡し、対応してもらう。



## Q 漏水した時の水道料金は、どうなる?

### A 基本的に課金された水道料金は **お支払いいただきます。**

漏水軽減制度の条件に該当すれば  
軽減されることがあります

指定給水装置工事事業者(指定工事店)にて**修理後**に、  
水道お客さまセンター (TEL 0248-63-7111) へ  
お問い合わせください。

※漏水修理が遅れますとお客様の使用水量が増え、請求額が多額となることがありますので、早急に修理をしてください。



## Q 漏水修理にはどのくらい費用がかかりますか?

### A

漏水の状況によって異なりますし、工事店によっても異なります。あらかじめ指定給水装置工事事業者に見積りをしてもらい、工事内容、金額を確認してから修理を依頼することをおすすめします。見積りも有償になることがありますので、事前に工事店にご確認ください。

## Q 道路での漏水を発見! どうすればいいの!?

### A

道路での漏水を発見されたときは、水道施設課管理係 TEL 0248-63-7131 までご連絡ください。

## Q どうして? 水の出が悪いのですか…!?

A

突然水の出が悪くなる原因は、漏水や工事の影響、ポンプのトラブルなどさまざまです。また、普段から水の出が悪い場合は、給水管の老朽化なども考えられます。いずれの場合も水道施設課管理係 (TEL 0248-63-7131) までご連絡ください。



## Q あれ?! 水質が変だ! どうすればいいの!?

A

お客さまに安心して水道水を飲んでいただくために、浄水場からご家庭の蛇口まで、徹底して水の安全管理を行っています。万が一、「色、にごり、臭いなど、水の状態がおかしい」というときは、水道施設課管理係 (TEL 0248-63-7131) までご連絡ください。



「断水、減水 (水の出が悪い) を伴う水道工事を行います」という連絡があったときは、以下のことをお願いします。

### 水をくみ置き

断水、にごり水に備えて、水をくみ置きしてください。

### 給湯器、湯沸器などは、使用しない。

断水中、減水中には、給湯器、湯沸器などは、使用しないでください。

### ●受水槽をご使用の場合

#### 流入バルブを閉めてください。

流入バルブを閉め、内部にごり水が入らないようご注意ください。なお、流入バルブを開けるときは、水がにごっていないかを確認して、ゆっくりとバルブを開けてください。

#### 電源を切ってください。

受水槽内の水量が減った時にポンプが停止しない構造の受水槽の場合は、ポンプが損傷します。必ず電源を切ってください。





# 上下水道部からのお願い

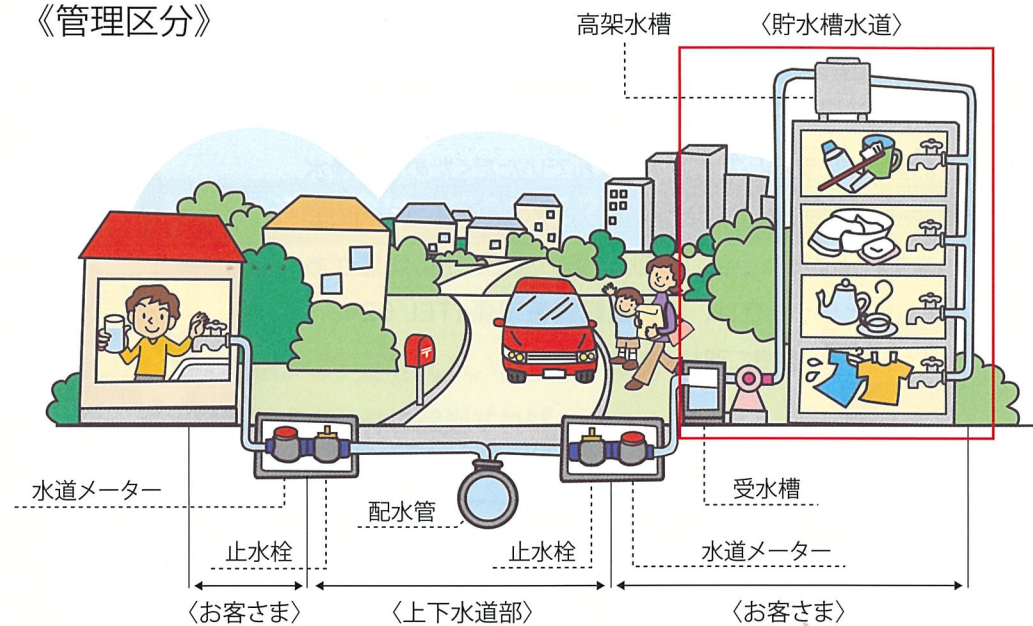
## ●給水装置、給水設備はお客様の財産です!

お客様に水をお届けするために、道路の配水管から分岐して設けられた給水管や器具などの給水装置やビル・マンションの受水槽設備などの給水設備は、すべてお客様の費用負担で設置していただいております。お客様の大切な財産です。

水は、日常的に使うため、ひとたびトラブルが発生すると生活に支障をきたします。

給水装置や給水設備は年数と共に劣化し、水漏れ等のトラブルが発生しやすくなりますので、日頃から、お客様ご自身で管理、点検を行い、大切に使用いただきますようお願いいたします。

## 《管理区分》



## ●水道を長期間ご使用にならなかった時は飲用以外にお使いください

水道水は、安全のために塩素消毒してお届けしていますが、旅行などで数日間留守にされたときなど、しばらく使われなかった蛇口から出る水は、十分な消毒力を保てていない可能性があります。このような場合は、念のためバケツ1杯程度の量を飲用以外にお使いください。

## ●水道管が凍結した場合は!

寒い日が続くと、水道管が凍結し、蛇口から水が出なくなることがありますので、凍結防止対策をされますようお願いいたします。凍結した場合は、その箇所にゆっくりとぬるま湯をかけて、溶かしてからご使用ください。冬期に、長期間使用しない時は、使用中止依頼を水道お客様センター(TEL0248-63-7111)へご連絡ください。

## ●検針は2カ月に1回。メーターは見やすく、清潔に!

水道メーターは、2カ月に1回検針を行うだけでなく、8年に1度、取り替えます。日頃からメーターボックスの上には物を置かず、犬などのペットはメーターボックスから離れた場所につないでおくようお願いいたします。検針に支障があり、検針できない場合は、停水措置を行なうこととなりますのでご注意ください。

# お問い合わせ先

福島県須賀川市上下水道部  
〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地



お客さま番号

施設番号

※お問い合わせ、お申し込みの際、「領収書」または「上下水道使用水量・料金のお知らせ」に記載している「お客さま番号」もしくは「施設番号」をお伝えくださると、お手続きがスムーズにできます。

水道の使用開始・中止のご連絡、 料金等に関するお問い合わせ	水道お客さまセンター	TEL 0248-63-7111 FAX 0248-73-3279
給水工事の受付・漏水の修繕等に に関するお問い合わせ		
配水管の整備、水道施設の整備・ 計画等に関するお問い合わせ	上下水道部水道施設課 事業係	TEL 0248-63-7138 FAX 0248-72-7983
水道水の水質管理・浄水施設の 維持管理等に関するお問い合わせ	上下水道部水道施設課 管理係	TEL 0248-63-7131 FAX 0248-72-7983
上下水道部の経理・経営企画、入札、 契約等に関するお問い合わせ	上下水道部経営課 水道係	TEL 0248-63-7118 FAX 0248-72-7983

※受付時間はいずれも下記のとおりとなります。

受付時間／平日(月～金) 午前8:30～午後5:15(土日祝日の営業は行っていません。)